

船舶事故調査報告書

平成31年3月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年7月27日 13時50分ごろ
発生場所	広島県広島市 ^{かなわ} 金輪島西岸沖 金輪島四等三角点から真方位220°520m付近 (概位 北緯34°20.4′ 東経132°28.6′)
事故の概要	プレジャーボートえいこうは、漂流中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年9月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート えいこう、2.4トン HS3-43336（漁船登録番号）、個人所有 第270-38982号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に破口、主機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3～4、視界 良好 海象：波高約0.6m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 108cm（広島）、潮流 北北西流約1.5ノット（屋形石灯標東南東方約1.2海里）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、金輪島西岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）で家族等が海水浴をしている間、同島西岸沖で漂流し、船長が風が強くなったので家族等を迎えに移動することとし、前進情力で本件砂浜に接近した。 本船は、その後、船首を東北東方に向けて漂流中、船長が、操舵室を離れて家族等にロープを投げたが届かず、渡せない状態でいたところ、風潮流によって北方に圧流されて本件砂浜北西方の岩場に乗り揚げた。 船長は、風潮流を考慮して岩場から離れ、本件砂浜の南側に移動して家族等を乗せれば良かったと本事故後に思った。
分析	本船は、南西の風が強まる状況下、本件砂浜沖において船首を東北東方に向けて漂流中、船長が、家族等をすぐに乗船させることができると思い、船体を固定せずに家族等にロープを投げていたことから、風潮流により北方に圧流され、本件砂浜北西方の岩場に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南西の風が強まる状況下、本件砂浜沖において船首を東北東方に向けて漂流中、船長が、家族等をすぐに乗船させることができると思い、船体を固定せずに家族等にロープを投げていた

	<p>ため、風潮流により北方に圧流され、本件砂浜北西方の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶を使用して砂浜の沖で同乗者を乗船させる場合、風潮流を考慮し、その場にとどまることができるよう錨などを使用して船体を固定すること。・ 漂泊中、圧流の状況を適切に把握すること。